

戦時下の「国民体育」行政
— 厚生省体力局による体育行政施策を中心に —

中 村 祐 司*

Public Administration of National Physical
Training in the War Period

Yuji Nakamura*

Abstract

The purpose of this study was to systematize the administration of physical strength promotion in the war period in Japan. The military authorities which had seized the political power aimed at reinforcing the army to continue the war of aggression. The Ministry of Public welfare in Japan was established in 1938. The physical strength office in the Ministry of Public Welfare was also a puppet of the military authorities.

The physical strength office had the important task of improving the national physical condition. This study focused the administration of the physical strength office concerned with social physical training. Japanese people, particularly young men were compelled to practice physical exercise and gymnastics.

Regarding to the policies of the physical strength office, the national physical training policy in those days could be divided into two policies; the whole national policies and the public administrative policies. The former were the policies concerning Meiji Shrine physical training meets, the management system of national physical strength, and Budo promotion committee. The latter were the policies concerning the examination in exercise functions, the facilities, the placement of physical training directors at the municipal level and the Mental and Physical training week.

From the comprehensive viewpoint of the national physical training policies, there were two important factors that had made linkage between the local autonomies and the central government; the meetings of the physical training directors at prefecture level and the notifications which the physical strength office had issued to the local governors below.

In conclusion, the national physical training in the war period in Japan was in charge of the physical strength office, and the policies of that were characterized by the linkage between the central government and the autonomies.

序

厚生省が設立(1938年1月。同時に体力局設置)

された当時、わが国においては満州事変や日華事変といった対外的侵略が拡大する中で、軍部(特に陸軍)がその政治的影響力をますます増大させ

*スポーツ科学科

* *Department of Sports Sciences*

表1 厚生省体力局の設置経過

1936. 6 .	内閣調査局が国民の健康対策に関する答申発表
1936. 6 .22	陸軍省「再び衛生省設立の急務に就て」の文書発表
1937. 5 .14	陸軍省「衛生省案要綱」を提案
1937. 6 .15	陸軍省「保健社会省」案を提案
1937. 7 . 9	「保健社会省（仮称）設置要綱」閣議決定（「閣議諒解事項」）
1938. 1 .11	「厚生省官制」公布・施行

注) 日付の空欄部分は不明。

資料：厚生問題研究会『厚生省50年史 記述編』（中央法規、1988年）375頁－392頁より作成。

しつづつあった。国務を輔弼する内閣に対して統帥権を輔弼する軍部は、1936年復活の軍部大臣現役武官制に見られるように実質的に内閣の存続を左右し、厚生省の設立においても軍部の意向が強く反映された。

満州事変以後、終戦までのいわゆる15年戦争における日本ファシズム下の「軍事的＝官僚的統治構造」¹⁾は、まさに「軍部と官僚、財閥の抱合い体制」²⁾と言える。さらに日本ファシズムが「軍部及び官僚という既存の国家機構の内部における政治力を主たる推進力として進行したこと」³⁾を構造的に把握しておく必要があり、これが本稿の前提としての第1の枠組となる。国家機構内部における軍部・官僚一体の国民統合政策を第1の枠組みとすれば、第2の枠組は、国民全体を対象とした「修練」や「錬成」であり、これが天皇に対する倫理的忠誠と結合した「皇国民」の義務となったのである。

本稿の目的は上記2つの統治構造を前提とした上で、その枠組の中で厚生省体力局（1938年1月～1941年8月。以下体力局と称す）が「人的資源の確立」や「国民体位向上」に向けてどのような「国民体育」施策を打ち出していったのかを明らかにすることである。本稿で用いる「国民体育」とはこうした統治構造下の体育であって、国民は「望むと望まざるとにかかわらず、国民として体育をしなければならない」⁴⁾状況に置かれていたのである。

従来は体育史研究の領域では体力局の「国民体育行政」をテーマにした研究はなされておらず、通史や概説史の中で明治神宮大会（第10回、第11回）⁵⁾、体力章検定、国民体力法、大日本国民体操

等についてその内容が紹介されるにとどまっている。本稿では体力局所管の体育行政施策を挙国的なものや行政主導的なものに分け、各々の体育政策をその施策過程に注目しつつ提示する。

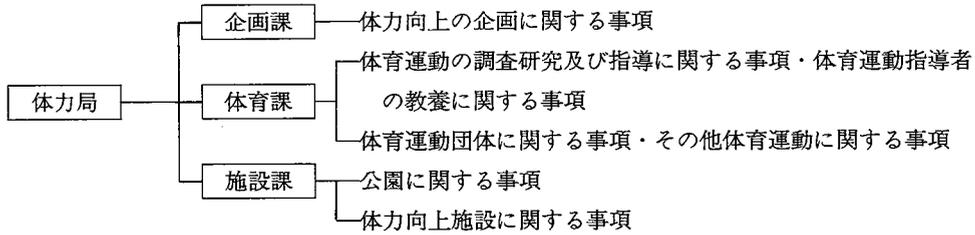
1では体力局の設立過程と体力局予算の変遷を明らかにする。2では挙国的な動きに巻き込まれる形で進められた「国民体育」行政として、明治神宮大会（第10、11回）、国民体力法、武道奨励を取り上げ、各々の体育施策の成立と特質を浮き彫りにする。但し、国民体力法については身体運動という限定的な側面のみ注目した。3では2と比較して体力局が主導性を発揮した「国民体育」行政として、体力章検定、その他体育運動施設や体育委員の設置、大日本国民体操の制定、指導者養成講習会、国民心身鍛錬運動実施週間等を包括的に提示する。4では上記1、2、3の検討を通じて明らかになった体力局による「国民体育」統制の特質について論じる。なお、本稿では体力局所管の「乳幼児の体力向上」と「国立公園」に関する事項については考察の対象外とした。

また、当時の「衛生」と言う言葉の捉え方は、「消極的衛生」として疾病の予防及び治療を、「積極的衛生」として「体力向上」や心身鍛錬といった「国民体育」を意味していた。本稿では後者の「衛生」（＝「国民体育」）に論点を絞った。

1. 厚生省体力局の設置と体力局予算の変遷

体力局の設置

徴兵検査における筋骨薄弱者や結核患者の増加を憂慮した陸軍は表1にあるように「衛生省案」を提案した。この中で体力局関連で言えば、文部省大臣官房体育課及び体育研究所の体力局への移



資料：厚生問題研究会『厚生省50年史 記述編』（中央法規 1988年）396頁。

図1 厚生省体力局の所管事項

表2 体力局歳出予算（1938～1941年度）（百円単位で四捨五入）
単位 千円

予算項目	年度	1938	1939	1940	1991
体育研究及び奨励費		42	116	116	227
体育指導員設置費補給		0	120	120	132
体力振興団体補助		0	20	20	18
青少年体力検定費		0	250	250	250
体力向上施設助成費		0	500	400	349
体操制定普及費		0	30	15	14
国民体力管理制度準備諸費		50	200	2165	3297
健康増進運動施設費		0	30	30	28
明治神宮体育大会開催諸費		0	250	300	250
国民体力審議会費		0	0	35	32
武道振興に要する経費		0	0	0	115
武道振興委員会費		0	5	0	0
体力向上審議会費		0	30	0	0
第12回オリンピック大会助成費		790	0	0	0

資料：1938年度、1939年度、1941年度の『厚生省所管予定経費要求書』より作成。

管合併が盛り込まれたが、文部省の抵抗は大きかった。1937年の「保健社会省（仮称）設置要綱」では事務移管について「学校教育と密接不可分のものを除く」という但し書きが付くことで、これが「体育行政二元化」の原型となったと言える。いずれにせよ1938年1月11日に厚生省が設立され、同時に筆頭局として設置された体力局の所管事項が提示された（図1）。

体力局予算の変遷

1938年度から1941年度までの体力局予算は表2のようになる。1938年度の体力局予算において「オリンピック大会助成費」とあるのは、1940年に予

定されていた東京大会を指すが、この年の7月15日の閣議で返上が決定した。厚生省発足と同時にオリンピック関係の事務は文部省から厚生省に移管しており、大会の返上は以後の体力局による行政施策の転換を意味した。また、体力局の発足以前から国民体力法への布石が打たれていたことに留意したい。しかし、予算面に限って言えば、1938年度の体力局はまさに「折角開店したものの徒手空拳の姿」⁹⁾であった。

1939年度の体力局予算が次年度以降の予算項目の基本型⁷⁾となる。「体育研究及び奨励費」が増加しているが、増加分の内訳は新たに大日本体育協会、道府県体育協会等の事業に対する助成経費

(38,000円)と地方体育指導者の中央・地方講習会費(37,000円)⁸⁾である。この「体育研究及び奨励費」は1940年度から1941年度にかけて倍加している。国民体力管理制度費については1939年度には準備調査に入り、1940年度以降の実施により多額の事業費を要している。

1939年度以降の体力局新規予算について、「体力振興団体補助」とあるのは国民体力振興会と日本厚生協会への助成を指す。「体力向上施設助成費」は体育運動場建設費及び既設体育運動施設改良費に対する補助である。また、「健康増進運動施設費」とあるのは健康週間中の身体運動や心身鍛錬運動実施の経費である。

2. 挙国的な体育統合と体力管理

明治神宮体育大会

神宮大会をめぐる体力局の施策過程は表3のようになる。

体力局の所管は1939年の第10回大会(正式名称は第10回明治神宮国民体育大会)、1940年の第11回大会(同じく紀元2,600年奉祝第11回明治神宮国民体育大会)である。また、第12回大会開催以前に体力局は人口局に移行合併されたが、当大会をめぐるっては出場者の参加資格問題が生じている。

過去の神宮大会と比べた第10回大会の特徴として、神事奉仕の一層の強調、朝鮮・台湾・関東州といった我が国侵略地からの参加を一層強調したこと、式典重視、武道種目重視、国防競技や地方大会(「一市町村一家族主義」、全国一斉体操含む)の実施、府県対抗競技の増加、陸海軍将兵の競技参加、産業従事者が参加する種目の設置などが挙げられる。大会予算も従来の6万円前後から25万円と大幅に増額された(中央大会経費117,530円、地方大会補助費113,670円、道府県代表中央大会参加選手に対する予選会補助費18,800円)。その意味において「体力局では局員全部を動員してこの一大事業に当ること」⁹⁾になった。そして、この第10回大会をめぐる体力局の施策が第11回大会の基本型となったと言える。従って、以下に第10回大会における体力局の施策に関連する問題を4つほど指摘したい。

第1に、大会の主管移管については明治神宮体

育会からの希望条件(大会の毎年開催や聖恩旗引継式)をほぼ受け入れる形で進められた。同時に体育会委員の厚生省体育官への着任¹⁰⁾もみられる。

第2に、体育運動審議会及び大会委員会である。体育運動審議会の構成を見ても大会においていかに「挙国的体育祭典」が強調されたかが分かる。審議会特別委員と大会委員との関連については、表4に示したように審議会特別委員がそのまま大会委員として横すべりしており、彼らが第11回大会をめぐる実質的な施策を取り決め、体力局長がその施策立案者の位置にあった。そして、1939年の6月末の第2回委員会において第10回大会をめぐる施策が整ったと言える。

第3に、中央大会への参加者選出に関する問題である。すなわち、6月末の段階で体力局は「道府県を単位として地方長官に於て道府県の代表者を選出し之を中央に派遣する」¹¹⁾という方針を固めていた。予算面でも上記予選会補助費(各府県400円の補助)を与え、府県自体の支出額も加えて1府県約800円で予選会を実施させ、入場料・プログラム料は許可しないという方針であった。しかし、大日本体育協会(以下体協と略)関係の競技予選を各競技団体が行うこととなったため、体協は体力局からの補助金を要求した。ところが、今度は体力局がこれを認めず、結局、競技団体の行う予選会で入場料、プログラム料を徴収することで両者の折衝が成立したのである¹²⁾。これは大会の政府主催に対する体協の反発と捉えることもできよう。

第4に大会をめぐる体力局の施策に対する批判である。例えば、東京朝日新聞は大会期間中は賛美一色の記事を羅列していたものの、大会前後はいくつかの批判を掲載している¹³⁾。中でも「厚生省体力局は準備時代から全競技を独力で運営するかの如き気配を見せ過ぎていた。僅かの人員しかない体力局のみの力で又幾何の知識はあっても所詮は役人でありその道の素人にしか過ぎない陣容で全部をやりとおせる訳が無い」¹⁴⁾という批判には体力局主催及び局員の体育指導未経験に対する反発が表れている。また、種目別体育運動団体等¹⁵⁾との連携の不十分に対する批判もある。この点、体力局長は「文部省、陸・海軍、内務省その他民間諸団体の理解ある協力を得て、内地・外地から軍

人、社会人、学生、産業従業員等あらゆる階層の 設対策は表明したものの、他省や各体育運動団体
人々を網羅することができた」¹⁶⁾と述べ、今後の施 との連携については満足の意を表している。

表3 明治神宮大会をめぐる体力局の施策過程

1938年	
8.	明治神宮体育会による大会移管申請を体力局長が受諾。
8.	明治神宮体育会が大会移管にあたり希望条件を提示（文部省と厚生省の主管抗争停止、大会の毎年開催）。
9. 7	明治神宮体育会で大会移管の理由書・申請書原案が完成。
11. 30	体力局の明年度予算案が固まり神宮大会における市町村地方大会を企画。 （中央大会費117,530円、地方予選費補助18,800円、地方大会費補助113,670円）。
12. 21	明治神宮体育会総務委員会で解散決定。
1939年	
3. 8	第1回体育運動審議会で体力局長による諮問説明（式典重視の「挙国的体育祭典」、大会委員会の設置）と委員討議（「神事奉仕」）。
3. 13	第1回体育運動審議会特別委員会（以後30日までに計3回開催）。
3. 30	第2回体育運動審議会開催、特別委員会の原案可決（新たに国防競技、拳闘・職業相撲・グライダーは除外）。
4. 19	明治神宮体育会解散決定（希望事項として聖恩旗引継式の举行、除外3種目の従来通りの参加）。
5. 16	体力局、大会施行方針発表（正式名称決定、「聖恩の旗」継承奉載、演技部係3部制→第1部は青少年係等10係、第2部は陸上係等15係、第3部は夏冬期の2係、大会委員発表等）。
5. 20	明治神宮国民体育大会第1回委員会開催（体力局長による実施概要説明。朝鮮、台湾、関東州から中央大会に出場させる意向表明）。
5. 24	体力局の係長以上17名が明治神宮参拝。 大会の総務部長（体育課長）、式典部長（施設課長）、情報部長（企画課長）、施設部長（技師）、演技部長（体育課長）決定。
6. 8	日本青年団が体力局に国防競技（障害物競争等）を提案。
* 6. 20	体力局、大会演技部の事務分掌嘱託を発表。
6. 21	体力局長、体育課長等が出席して演技部係が初顔合せ（大会委員会の準備、大会の大綱原案を決定）。 （以後、6. 30までに各運動団体との調整、原案補訂）。
6. 31	明治神宮国民体育大会第2回委員会開催、体力局長が大会演技計画概要を説明（前日発表した11種目に加えて14種目を決定。新たに国防競技と全国一斉体操など集团的競技種目や府県対抗競技の強調、男女混合競技の除外、参加人員の増加、国防競技、期間、中央大会への参加者選出方法等）。
7. 5	体力局と体協との折衝により、体協関係の運動競技はその関係競技団体が実施にあたることで了解。
7. 18	明治神宮体育大会移管聖恩の旗継承奉載奉告祭実施（明治神宮体育会正式に解散）。
* 8. 4	厚生省予算会議で1940年秋の紀元2,600年奉祝体育大会実施決定（明治神宮国民体育大会もこれに統合、予算100万円計上予定、満州、東洋諸国、独・伊の参加を狙う。式典重視、武道重視）。
8. 7	体力局、国防競技の細目発表（青年学校府県対抗等）。
8.	体力局、「第10回明治神宮国民体育大会に就て」を『内務厚生時報』（第4巻第9号）に掲載。
8. 8	第10回明治神宮国民体育大会地方別事務打合せ会を関東地方の各都県、静岡、愛知、山梨、長野、新潟の各県を対象として厚生省で実施。
8. 10	上記地方別事務打合せ会を関西地方・中国地方の各府県、福井、石川、富山、の各県を対象として大阪府庁で実施。
8. 11	上記地方別事務打合せ会を北海道及び東北地方の各県を対象として宮城県庁で実施。
8. 12	上記地方別事務打合せ会を九州・四国の各県と沖縄県を対象として福岡教育会館で実施（内容はいずれも演技部各種目競技方法、参加者選出方法、申込方法、地方予選大会補助等について）。
9. 4	体力局長他神宮大会式典関係者が開会・閉会式の式典について協議。 体力局、鉄道省との折衝で神宮中央大会参加者の鉄道割引を決定。
9. 6	体力局長から各地方長官宛「第10回明治神宮国民体育大会地方大会の件」通牒 （一村一家主義。体操大会・市町村民運動・団体行進の中から選択。全国一斉に体操。全市町村民の参加。国庫補助は道府県経由で1町村10円、6大都市は1区6円。大会終了後に市町村の報告

戦時下の「国民体育」行政

- をもとに会場・参加数を体力局に報告)。
9. 21 神宮大会 (夏季) 開催 (9. 24まで水上競技, ヨット競技)。
10. 21 神宮大会 (秋季) 天覧競技10種目決定 (銃剣道, 国防競技等)。
10. 27 体力局, 神宮秋大会の出場選手・監督者数発表 (選手総数16,987名, 監督者数1,716名, 集団体操出場者数21,800名, 総計40,500名)。
10. 29 神宮大会 (秋季) 開催 (11. 3まで)。
- * 12. 4 第11回神宮大会予算決定 (体力局要求案100万円が30万円に減額)。
- 1940年**
2. 4 神宮大会 (冬季) 開催 (2. 4までスキー・スケートの部, 2. 8-2. 12スキーの部)。
4. 30 体力局, 第11回神宮大会の事務分掌を決定 (組織は昨年と同様, 各部長・係長は体力局職員, 新たに駅伝継走)。
5. 1 体力局, 神宮大会の施行方針を発表 (正式名称は紀元2,600年奉祝第11回明治神宮国民体育大会, 体育功労者の表彰)。
6. 3 厚生次官から各地方長官宛「紀元2,600年奉祝第11回明治神宮国民体育大会開催に関する件」通牒 (施行方針を提示, 昨年と同様「官民一致の挙国的大体育祭典」)。
- * 7. 6 体力局, 神宮大会の日程と夏季大会演技計画を発表。
7. 8 体力局, 神宮秋大会の武道の部要項を発表。
7. 10 体力局, 秋大会29種目 (銃剣道, 硬式軟式野球が分離し, 新たにグライダー追加) のうち3種目の演技計画を発表。
7. 12 体力局, 上記大会種目のうち4種目の演技計画を発表 (青年団府県対抗の国防競技を廃止し体力章検定の種目を青年団府県対抗に採用)。
7. 15 体力局, 秋大会3種目の計画要項発表 (新たに男女青年団連合体操)。
8. 1 神宮大会参加章の原型が完成。
8. 神宮夏大会開催 (海洋競技は8月初旬3日間, 水上競技は9. 20-9. 23)。
9. 25 体力局長の神宮夏大会所感が東京朝日新聞紙上に掲載 (普及度の高まり)。
10. 10 11日の両日にかけて体力局が神宮大会参加選手心得を地方長官を通じ発する (各府県選手代表団の結成, 団長は学務部長, 朝鮮・台湾・関東州・満州は社会教育課長, 結団式の実施)。
10. 12 各地方長官宛に通達 (全国一斉体操, 市町村民運動会等)。
- * 10. 12 厚生省内国民体力振興会が市町村体育指導委員中から各府県1名の大会召集を決定。
10. 15 体力局, 神宮秋大会の出場者を発表 (総数52,289名で10回大会より約1万人増加, 出場者のうち役員は約1万人)。
10. 22 厚生次官から各地方長官宛通牒 (天覧の意向を受け国民体力向上に尽力せよ)。
10. 24 体力局, 大会表彰の「体育功労者」5名を正式決定。
10. 27 神宮秋大会開催 (11. 3まで, 奉祝継走は10月初旬-10. 27)。
11. 11月下旬の10日間, 宮崎神宮-檀原神宮間の道府県対抗駅伝競争。
- 1941年**
2. 4 神宮冬大会開催 (2. 4まで)。
3. 20 厚生大臣, 体力局長以下50名が出席し第10回大会の優勝額奉献式実施。
3. 22 体力局, 第11回大会の記録映画「聖記の体育祭典」(全6巻)を試写。
- * 3. 25 体力局, 神宮大会出場者資格を体力章検定合格者に限定すると発表。
4. 体力局, 「体操の夕」で神宮大会の規模縮小 (各競技種目の整理, 申込人員の源泉, 会期の短縮) の方針を明確化。
- * 4. 25 神宮大会にグライダーの参加が決定。
5. 27 体力局, 全国学務部長会議の席上で神宮大会の参加資格を明示 (級外甲を含む体力章検定合格者, 「体育国策」, 「体力国策」)。
5. 27 厚生省体力局体育課と文部省体育局体育課との第1回懇談会 (第12回大会について)。
5. 29 体力局長, 各地方長官宛に「第12回明示神宮国民体育大会参加者の資格に関する件」通牒 (府県選抜指導者を例外とする集団体操には適用せず, 朝鮮, 樺太, 台湾, 関東州, 南洋庁, 満州の参加者については当該長官が認定)。
6. 体力局, 『内務・厚生時報』(第6巻第6号)に「第12回明治神宮国民体育大会施行方針」掲載 (府県対抗種目を中心に, 「国民的感激の顕現」等)。

注) 1. *印は東京朝日新聞の日付。
2. 日付が空欄の箇所は不明。

資料：『内務・厚生時報』（第4巻第4号から第6巻第6号まで）、東京朝日新聞（1938年11月30日付から1941年5月28日付まで）より作成。

表4 体育運動審議会委員及び第10回明治神宮国民体育大会委員

体育運動審議会委員 (1939年3月現在)	第10回神宮大会委員 (1939年6月現在)
*全日本学生剣道連盟副会長	〃
*大日本体育協会理事長	〃
*東京帝国大学教授	〃
*大日本青年団常務理事	〃
*文部省体育官	〃
*明治神宮体育会副会長	〃
*大日本体育協会副会長	〃
*厚生省体力局長	〃
*他3名	〃
*厚生省労働局長 全日本スキー連盟会長 厚生大臣 海軍軍医中将 参議院議員 厚生技師 伯爵 厚生政務次官 貴族院議員 伯爵 体育運動主事 厚生参与官 貴族院議員 男爵 衆議院議員 陸軍軍医中将 三橋体育研究所所長 厚生次官 他6名	

注) 1. *印は特別委員 〃は大会委員。

2. 表中明治神宮体育会副会長は同時に大日本体育協会副会長、表中大日本体育協会理事長は同時に日本水上競技連盟会長で、両者は第11回大会の「体育功労者」でもある。

資料：体育運動審議会については厚生省体力局「体育運動審議会概況」（『内務・厚生時報』第4巻第4号、65-66頁）より作成。

大会委員については同「明治神宮国民体育大会委員会」（『内務・厚生時報』第4巻第6号、52-53頁）より作成。

1940年の第11回大会に向けて、当初体力局は100万円の子算を計上していたが、前年12月に大蔵省との折衝で30万円に減額された。したがって、満州に対する参加強要、奉祝継走、同府県対抗駅伝、体育功労者表彰、競技種目の改変、大会参加賞の作成等はあったものの、基本的には第10回大会における施策を踏襲したものであった。むしろ、こうした大会種目と絡んだ形で前回よりもいっそう皇室崇拝及び戦時色の度合が強調された点に特質がある。天皇に対する倫理的忠誠と侵略戦争に向けた国威発揚が「聖戦」という言葉に結合され、これを国民意識として徹底させることが神宮大会の目的であったと言える。

1941年の第12回大会をめぐる体力局の施策の特徴として、参加者の出場資格を体力省検定合格者に限定（青年団選手については第10回大会から採用）したことが挙げられる。これに対して、全国的種目別体育運動団体の関係者（理事や会長等）の間で賛否両論、中間案が飛び交い¹⁷⁾、結果として体力局は級外甲（準級甲を設定）も含めた検定合格者を参加者の出場資格とした。この背景には前年の検定受検者数が予想外に少なかったため、体力局が検定受検の法制化・義務化を意図したことが指摘できる。

国民体力管理準備調査及び「国民体力向上修練会」

国民体力管理制度は体力局発足以前から進められていたものが、体力局発足後、さらに2年間準備調査を行い計30回余りにわたる調査会、審議会、委員会を重ねた結果、国民体力法（1940年4月8日公布、以下体力法と略）として具現化されたものである。1940年度は満17歳から19歳の男子に、1941年度は満15歳から19歳の男子（当該年度の11月30日時点）を対象として実施された。侵略戦争の遂行に駆り出す対象としての青年男子の「体力」を把握し、その結果にもとづいた処置を行うのが軍部の目的であった。「体力」法という「国民体育」とも関わる曖昧な名称が付くものの、内容は身体計測（身長、体重、胸囲、視力、聴力）、運動機能測定・精神機能検査、疾病異常検診（結核、花柳病）といったようにほとんどが医療と密接に関連する領域にあたる。しかも運動機能測定は運搬（一

定の重量を担いで30秒間、1周20メートルの走路を速行した回数）のみである。また、体力局所管とはいってもその予算額は他と比較して膨大であり、実施の規模・内容共に神宮大会とは異なる特質を持つ挙国的な試みであったと言える。したがって、この体力法をめぐる問題については限定的に捉えることとし、検査において複数の身体運動が採用された準備調査と検査後の「国民体力向上修練会」の2つに焦点を絞って論を進めたい。

1938年7月4日に体力局では2府6県（東京、大阪、埼玉、秋田、静岡、石川、愛媛、福岡）の衛生課長、体育運動主事、学校衛生技師を集め準備検査施行について打ち合わせを行った¹⁸⁾。その後、東京府と大阪府では人口約3万人の集団地区を、他の6県では3カ町村ずつの、合計20,747人の男女を対象としてこの年の検査を行った。運動機能測定は疾走（男子100メートル、女子60メートル）、三回跳（両足を揃えて連続して跳んだ距離）、連続片足跳（1周20メートルの楕円形のラインを片足で跳び歩き周回数を記録）、握力、「全身体力」（男子は自分の体重と同量、女子は体重半分のものをつるべ式の器具で連続20回引き上げ脈拍を計る）の測定であった。しかし、例えば、疾走は11歳、連続片足跳は15歳に対してのみ施行され、項目が被検査者全部に適用されたわけではなかった。小規模な準備調査としてはこの年の7月28日から31日にかけて東京京橋区内において、通学していない14歳から19歳までの当時の「女中、小僧、タイピスト嬢、給仕等」¹⁹⁾に対して上記同様な検査がなされた。

1941年度において体力局が決定した「国民体力向上修練会」²⁰⁾（以下、「修練会」と略）は前年の体力検査を受けた17、18歳の者（被管理者）が対象となり、その中でも「年齢別身長別胸囲体重標準」に「達せざるものの中よりなるべく右標準に近き者を選択」²¹⁾するというものであった。但し昼間通年制の学校（大学、高等学校、専門学校、実業専門学校、高等師範学校等）在學生は対象外となった。したがって、夜間学校の学生、事務所、商店、工場その他の青年就労者が対象となったわけである。「修練会」は道府県が主催、人員は1カ所約50名、期間は最低1週間、学校・道場・神社等を使用

することとし、日課は国旗掲揚から始まり「体錬」や健康講座等が盛り込まれた。また、指導者、職員として医師・体育指導者（体育運動主事と軍人）・青年教育者（社会教育主事）・講師・栄養士・事務員を配置することとした。この「修練会」において参加費の徴収はせず、「体力増強指導費」²²⁾が国の補助金として分割交付²³⁾された。

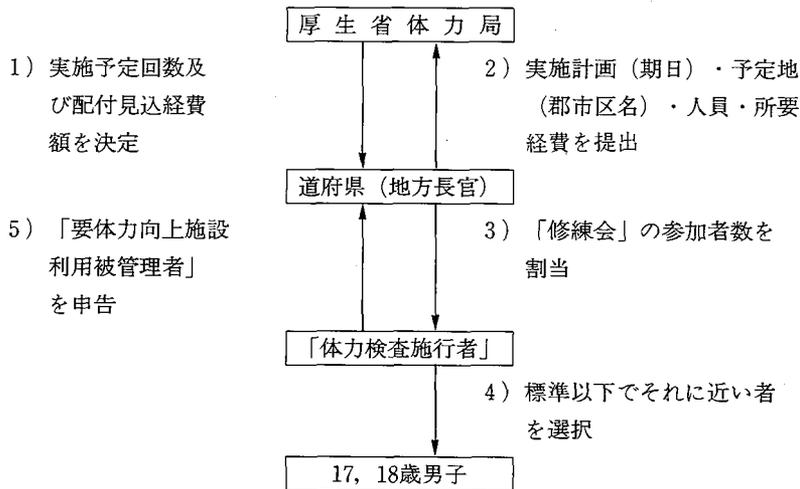
図2は上記「修練会」の対象者選択をめぐる体力局の統制を示したものである。政策レベルにおける体力局→地方長官→「体力検査施行者」（市町村長、事業場の長）→検査対象者、という上位下達式の「体力管理」の徹底さが伺える。

武道振興委員会

既に1938年2月16日の時点で「武道振興懇談会」（武徳会副会長、貴族院・衆議院議員、講道館館

主、青年男理事長等）が国家による積極的な武道振興の必要性を強調していたが²⁴⁾、厚生大臣の諮問機関として武道振興委員会が官制により設置されたのは、1939年の12月23日であった。委員会発足時における陸軍・海軍・内務各省関係課長の加入及び委員会構成²⁵⁾は挙国的と呼ぶにふさわしいものであった。軍部・官僚は武道の伝統や歴史性ばかりでなく、その「忠勇気義烈な気魂と節義廉恥の志操」²⁶⁾といった精神態度を「皇国」護持と国民精神動員強化に向けて利用したと言える。

武道振興委員会は1940年7月末までに計5回にわたる委員会と2回の特別委員会を開催した。答申では、武道に関する「総合統制団体」²⁷⁾の組織化と政府に新部局を設置すること等が述べられており、後者については1941年5月に体力局武道課（書記官・事務官・技師各1名）の新設が決定²⁸⁾された



（夜間学校生、就労青年等）

- 注) 1. 上図「体力検査施行者」とは、市町村長と、国の事業を除いた常時40人以上使用する事務所、商店、工場、事業場等の事業主。
2. 「要体力向上施設利用被管理者」＝「修練会」参加者。
3. 上図5)における申告内容は氏名、住所、生年月日、身長、体重、胸囲、保護者氏名・住所。
4. 実施過程は1)→2)→3)→4)→5)。

資料：「国民体力法」（1940年4月8日公布）第11条（『内務・厚生時報』第5巻第5号50頁－51頁），「国民体力法施行規則」（1940年9月26日公布）第49条（同54頁），「国民体力法に依る体力検査施行事務取扱細目に関する件通牒」（1941年4月12日）（『内務厚生時報』第6巻第5号，110頁－115頁），厚生省体力局「昭和16年度国民体力向上修練会実施に関する件」（『内務・厚生時報』第6巻第6号，76頁－79頁）より作成。

図2 「国民体力向上修練会」対象者選択めぐる体力局の統制（1941年度）

表5 体力章検定をめぐる体力局の施策過程

1938年	
* 3.	8 体力局、大日本連合青年団主催「跳、投、走運動会」への積極的援助決定。
6.	28 厚生省外郭団体として「国民体力振興会」設置（13人の理事選出。発起人総会には陸海軍出席）。
7.	8 国民体力振興会第1回理事会（理事長は体力局長）で国民体力テストの実施決定。
9.	6 国民体力振興会理事会で「体力章」制定案が決定。
* 10.	26 体力局による体力章検定原案が完成（対象は数え年15歳-25歳の男女。男子350万人、女子200万人。ドイツ、アメリカ、スウェーデン、ソ連の例を参考）。
10.	31 国民体力振興会評議員会（理事及び評議員15名）で体力局長が首相、厚生大臣、大蔵大臣宛の建議書を報告。
* 12.	14 厚生省体育官が東京朝日新聞紙上で体力章検定について談話（12. 15まで。実施方法）。
* 12.	12月以降翌年1月にかけて体力章検定準備検査を実施（2府14県約4万人の男女を対象。大日本連合青年団、陸軍戸山学校、大日本体操連盟等の体力検査標準が基礎）。
1939年	
* 2.	16 厚生省体育官が7回にわたって東京朝日新聞紙上に「体力章検定に就て」を連載（2. 23まで。体力章検定の意義、対象は数え年15-25歳までの男子約680万人に変更、実施方法、効果等）。
3.	23 国民体力振興会理事会で体力章検定の内容・標準を最終決定。
3.	29 国民体力振興会評議員会で上記決定を了承（100,200メートル、走り幅跳び、手りゅう弾投げ、運搬50メートルについて初級・中級・上級を設定し、約4割の合格を想定。初級は徴兵検査の甲種合格者を標準）。
	「体力章検定実施要綱」
8.	1 「体力章検定実施に関する件」通牒（厚生次官・文部次官から各地方長官、各大学・高等・専門学校長宛）。
10.	1 10月~12月にかけて体力章検定実施。
11.	16 「体力章検定結果発表に関する件」通牒（体力局長から各地方長官宛）。
* 12.	1 厚生省体育官が7回にわたって東京朝日新聞紙上に「体力章検定」と題して連載（12. 8にかけて連載。実施は12月10日まで。受検該当者は出征を考慮して約500万人。後に履歴書に合格期日、合格級等を記入。合格者数は団体・学校・府県・地方別に統計の予定。26歳以上も受検可。申込制）。
1940年	
* 2.	6 厚生省体育官が4回にわたって東京朝日新聞紙上に「初の体力章検定の跡」を連載（2. 10まで。各級合格者数、該当年齢者と受検者の割合、合格率、年齢層と合格率、府県別の成績比較等を集計中。受検者数は340万人と推定。中等学校生85%、大学・高等・専門学校生60%が受検）。
5.	30 「体力章検定に関する件」通牒（厚生次官から各大学・高等・専門学校宛）。
7.	17 体力局、体力章検定（1939年実施）の結果を発表（受検者270万人、合格者70万人、今年は400万人を目標に）。
* 9.	26 厚生省体育官が東京朝日新聞紙上に「本年の体力章検定」を掲載（実施は7月-11月。初級の下に級外甲、乙、丙を設定）。
1941年	
3.	19 体力局、「厚生省告示」で体力章検定合格者に授与する体力章の図式提示。
3.	25 体力局、神宮大会出場者資格を体力章検定合格者に限定すると発表。
6.	6 「体力章に関する件」通牒（厚生次官から各地方長官宛。体力章送付に対する領収書の提出、合格者台帳の作成等）。

注) 1. *印は新聞の日付。

2. 月日の空欄箇所は不明。

3. 上表中「国民体力振興会」の加盟団体は大日本体育協会、大日本連合青年団、大日本少年団連盟、帝国少年団協会、大日本武徳会、壮年団中央協会、大日本女子連合青年団、明治神宮体育会の8団体（東京朝日新聞、1938年6月29日付）。理事構成は陸軍省衛生課長、文部省体育官、体協理事、連合青年団理事、武徳会会員、女子連合青年団員、体力局の局長・企画課長・施設課長等

（『体育と競技』第17巻第8号、11頁）。

資料：『内務・厚生時報』（第4巻第4号，同第9号，第6巻第3号，同第7号），『体育と競技』（第17巻第8号，同第10号），東京朝日新聞（1938年3月8日付から1940年9月26付まで），栗本義彦『体力向上と体育運動』（保健衛生協会，1941年）429頁—437頁より作成。

が，人口局新設の動きの中で実現されなかった。

3. 行政主導的な「国民体育」行政

体力章検定

表5は体力章検定をめぐる体力局の施策過程を示したものである。徴兵適齢年齢の男子を対象とした体力章検定の目的は、「直接に国防力の充実，労働力の拡充などに関係の多い種目を選んでその標準を制定し，国民をして常にそれに向かって修練せしめ」²⁹⁾という言葉に集約されている。

原案では15—25歳男女（数え年）を対象としていたが，その後男子に限定され，1939年3月末の段階で最終的に検定内容等が決定された。しかし，体力局は神宮大会の開催準備に追われ検定の実施を12月に延長したものの，結果的に検定受検者数は270万人と体力局の予想を下回った。以後，体力局はこの検定の普及徹底を企図し，1941年3月には先述したように神宮大会出場者資格を検定合格者に限定することを発表した。

体力章検定における体力局の行政施策の特質として，以下に検定実施方法と検定結果の処置の2点を挙げたい。

第1は「体力向上修練会」と異なり，文部省大臣官房体育課（以下体育課と略）の協力を得て検定を実施したことである。「体力章検定実施要綱」³⁰⁾および「体力章検定実施に関する件」³¹⁾によれば，厚生省・文部省を頂点とした2つの命令系統の存在が指摘できる。厚生省（体力局）の系統は市町村・中等学校・工場会社等について道府県（地方長官）が「実施者」となり，各々の市町村長・中等学校長・工場等代表者が「主催者」となるというものである。「実施者」は市町村毎に体育委員，学校職員，青年団，在郷軍人会幹部の中から若干名を検定の事務取扱者として命じるか委嘱し，彼らを監督する。こうした上で「実施者」は「体力章下付申請書」を厚生大臣に提出するのである。一方，文部省（体育課）の系統は大学・高等・専門学校について，各学校長が「実施者」兼「主催

者」となる。この「実施者」兼「主催者」は当該職員等の中から若干名を事務取扱者として命じるか委嘱し，彼らを監督する。こうした上で「実施者」が「体力章下付申請書」及び「体力章検定実施報告書」を文部大臣に提出するのである。補助金については厚生・文部両系統の「実施者」とも，実施計画と収支予算からなる補助金申請を厚生大臣に提出する。なお，検定合格者の履歴書には「体歴」の項を設けるよう指導すること，とされた。いずれにせよ「実施者」を2系統に分け，巧みに厚生・文部両省の所管を分離させたところに体力章検定の施策をめぐる第1の特質がある。

第2の特質は「体力章検定結果発表に関する件」³²⁾における秘密主義である。検定結果が国外に漏れることを恐れた陸軍省の意向により体力局は陸軍，内務各省との協議を行なった結果，原則として検定成績に関する書類は全て秘密扱いとしたのである。この意味で当初，体力章検定を発案した厚生省体育官が意図した「学校別，府県別，地域別の国民体力の分布図」³³⁾は，少なくとも国民レベルからはほど遠いものとなった。

その他の「国民体育」行政

表6は神宮大会，国民体力法，武道，体力章検定を除く体力局の施策経過をまとめたものである。項目別に施策の特徴を整理すれば，以下の4点になる。

第1は「国民体育」をめぐる施設に関する施策である。体力局は諸外国（ドイツやアメリカ）における多目的機能を備えた総合運動施設の調査を行い，建設計画を立てたものの，制約された予算の中で，設備費をほとんど要しない空地利用あるいは既存施設改良へと施策の重点を移行せざるを得なかった。その結果，学校施設に加えて産業施設の開放も検討されたのである。

第2は体育委員³⁴⁾の設置である。市町村レベルへの「国民体育」の浸透を企図した体力局は，12,000の市町村全部における体育委員設置計画を立て，

戦時下の「国民体育」行政

表6 体力局による「国民体育」行政施策の経緯

1938年

- 2. 19 体力局、「体力国策案」を發表。
- * 3. 6 体力局長、東京朝日新聞紙上で1938年度事業に関する質問に応答。
- 4. 体力局、文部省と協議の上、全国諸学校（官私立大学）運動場の日曜開放を決定。
- 5. 体力局、『公園その他体力向上施設概観』（体力向上施設参考資料第1号。諸外国、国内の施設を調査した上で計画を提示）を完成。
- 5. 体力局「徒歩運動の提唱」（『内務・厚生時報』第3巻第6号）。
- 5. 6 地方長官會議。
- 5. 9 「既設体育運動施設の使用に関する件」通牒（体力局長から各地方長官宛）。
- 5. 12 体育運動主事事務打合せ會議（5.13まで）。
- 5. 17 国民精神総動員体力向上大講演会（東京府、東京市、警視庁、国民精神総動員中央連盟の共同主催）で厚生大臣が講演（体力局設置以来の第一声）。
- 5. 19 学務部長事務打合せ會議（5.20まで内務省、厚生省関係）。
- 7. 20 「オリンピック大会開催中止に関する件」通牒（体力局長から各地方長官宛）
- 8. 1 体力局主催の国民心身鍛錬運動実施（8.20まで。ラジオ体操の奨励等、省員の心身鍛錬運動。8.27まで夏期体育運動指導講習会）
- *10. 11 体力局、総合運動場建設計画を發表（5カ年計画で人口10万人以上の60都市）。
- *10. 15 体力局、体育指導者養成の企画發表（5カ年計画で10府県に体育運動主事各1名、37県に体育運動主事補各1名を増置）。
- 10. 15 体力局、国民体操の制定に着手（20府県の府県体操を参考）。
- 10. 31 体力局内奨健会が全国歩行運動指導功労者を表彰。
- 11. 体力局、『運動場及び運動公園』（体力向上施設参考資料第4号）を完成。
- 11. 3 体力局主催、国民精神作興体育大会開催（11.6まで東京大会、11.20-11.23関西大会）。
- 11. 4 体力局、国民体位向上大講演会で「戦時下に於る我が国体育運動の指導精神」を發表。
- 11. 17 健康保健体育指導者講習会が国民体育館で開催（7日間）。
- 12. 体力局、体育委員の設置を決定（全国12,000市町村に5カ年計画で1名ずつ設置。1939年度は2,500市町村。体育委員1名につき120円の補助金）。
- 12. 2 1939年度体力局予算が閣議で決定。
- 12. 23 体力局主催、体育指導者養成講習会開催（小・中学校教員、会社、工場の体育指導者約250名が参加）。

1939年

- 1. 体力局、4月以降、総合運動公園13カ所建設、武道場1,000の改設着手決定（5カ年計画から10カ年計画に変更）。
- 5. 17 学務部長事務打合せ會議（5.18まで）。
- 5. 18 「既設体育運動施設改良費補助の件」通牒（厚生次官から各地方長官宛。市町村への道府県補助金に対する国庫補助。体育委員設置見込みの市町村に対して道府県が補助。国庫補助は改良施設費の2分の1以内。道府県は補助計画書・予算議決書等を厚生大臣に提出し、事業完了後は精算書・事業計画書を添えて報告）。
- 5. 29 体育運動主事事務打合せ會議（5.31まで）。
- 6. 9 「体育委員設置に対する補助金交付に関する件」通牒（厚生次官から各地方長官宛。補助金は体育委員の手当に充当し、1市区町村につき60円）。
- 6. 9 体操制定普及委員会特別委員会開催（地方長官の体育委員に対する指導監督権決定）。
- 6. 29 体操制定普及委員会小委員会（厚生省体育官2名、文部省体育官、陸軍戸山学校体操科長、海軍砲術学校体育科長、三橋体育研究所所長）で第1体操内定（7.3の特別委員会で決定）。
- 7. 4 体力局、大日本体操の第1体操（一般向き）發表。
- 7. 体力局、『武道場及び体育館』（体力向上施設参考資料 第5号）を完成。
- 7. 30 国民体力振興会評議員会（議長は体力局長）、津田山修練道場建設決定。
- 8. 1 国民心身鍛錬運動実施（8.20まで）。
- 9. 体操制定普及委員会が20数回の専門委員会を経て大日本体操（大日本国民体操、大日本青年体操、大日本女子青年体操）の原案を完成。
- 9. 11 津田山体力修練道場完成。

9. 12 体力局, 国民精神総動員中央連盟の共催で大日本体操試演会。
 9. 12 体力局, 東京府, 東京市の共催で大日本体操発表会。
 9. 12 中央国民体育指導者修練会開催 (津田山道場で7日間)。
 11. 25 体力局内奨健会が「体育律動譜」を創案。
- 1940年**
2. 11 体力局長, 東京朝日新聞紙上に「体育運動計画」を掲載 (2.12まで)。
 5. 23 体育運動主事事務打合せ会議 (5.25まで)。
 6. 11 「体育委員設置に対する補助金交付に関する件」通牒 (厚生次官から各地方長官宛。前年の2倍の2,000市町村約9,000名に対して補助金交付。内容は前年と同じだが、「体育委員設置状況調」の提出が追加)。
 6. 17 「国民体育指導者地方修練会開催に関する件」通牒 (体力局長から各地方長官宛。主催は体力局と道府県。1941年2月末までに実施。講師派遣の申請。本省から1府県500円ないし1,000円支給。実施計画を報告)。
 8. 1 国民心身鍛錬運動 (8.20まで)。
 8. 26 体育事務地方別事務打合せ会 (9.4にかけて6地方で実施。朝鮮, 台湾, 関東州も参加)。
 11. 25 「国民体力向上健全娯楽施設応急措置に関する件」通牒 (厚生次官から道府県長官宛)。
 * 12. 28 体力局, 公開運動場調査の翌年実施を発表 (施設非公開運動施設数・面積, 公開運動施設の名称, 位置, 面積, 所有者別等)。
- 1941年**
1. 31 体力局, 「歩こう運動」を提唱。
 2. 17 体力局, 大日本厚生体操試案を発表。
 3. 19 厚生科学研究所に「国民体力部」の設置決定。
 3. 19 「既設体育運動施設改良費補助の件」通牒 (厚生次官から各地方長官宛)。
 4. 11 大日本厚生体操発表, 体育映画も上映 (図解10万部印刷, 各地で講習会)。
 4. 17 体力局, 富士登山強健運動 (東京-山中湖間) 提唱。
 5. 23 学務部長事務打合せ会議 (5.28まで)。
 5. 29 体育運動主事事務打合せ会 (5.31まで)。
 6. 14 「水泳場に於ける体育指導並びに之が指導管理者修練に関する件」通牒 (体力局長から各地方長官宛)。
 6. 20 体力局を廃止して人口局に統合することが閣議決定。
 7. 7 「体育委員設置に関する件」通牒 (厚生次官から各地方長官宛。増置は200に減少)。
 * 7. 10 体力局, 国民心身鍛錬期間中に大日本国民体操の巡回指導団を近畿, 四国, 九州に派遣することを決定。
 7. 18 「国民心身鍛錬運動に関する件」通牒 (各省次官から地方長官宛)。

注) 1. *印は新聞の日付。

2. 日付の空欄は不明。

3. 神宮大会, 国民体力法, 武道, 体力章検定に関連する項目は除く。

資料: 東京朝日新聞 (1938年2月20日付から1941年7月10日付まで), 『内務・厚生時報』 (第3巻第4号から第6巻第7号まで), 『体育と競技』 (第17巻第6号から第19巻第12号まで) より作成。

間接的な国庫補助支給の方策を立てた。そして、この体育委員を監督指揮する道府県レベルの「国民体育」指導者の「修練」も強調されるようになった。

第3は大日本国民体操の制定である。これを神宮大会のみならず学校や職場で集団的に一斉に実施させることにより、「国民体育」の統一的・団結

的側面の誇示が意図された。

第4は国民心身鍛錬運動実施週間等、「国民体育」の発揚をねらった施策である。国を挙げて「国民体育」に「邁進」しているという姿勢を国民の感情に反復的に訴えかけることで、「高度国防国家」における精神総動員に対する体育的側面からの支援がなされたと言える。

4. 厚生省体力局による「国民体育」統制の特質

「国民体育」をめぐる施策を周知させ、上級官庁の指揮監督の下でそれを実施させるために、体育運動主事会議、学務部長会議、地方長官会議といった道府県レベルへの徹底した統制がなされた。特に体育運動主事会議は、体力局から発せられる個別的政策を包括的に受容する受け皿としての機能を果たしたと言える。いみじくも体力局企画課長が、「戦時下体育運動に関する厚生省のイデオロギーに就いては既に今夏の地方長官会議において正式に表示しており、体育運動主事会議にも明らかにしておいたが、一般の注意を喚起する手段は未だ十分でなかった憾みが少なくない」³⁵⁾と述べているように、体育運動主事会議は体力局による道府県レベルへの施策浸透を図る重要な場であった。

これと並んで、「国民体育」をめぐる個別的政策の道府県（地方長官）への浸透を企図し、同時に市町村レベルへの間接的な指揮監督を保持するために多用されたものが、体力局長（厚生次官の場合もあり）から地方長官宛の「通牒」であった。厚生省発足の経緯から分かるように体力局の要職はいわゆる「内務官僚」で固められており、これを利用した形で、体力局は上級官庁としての人事権・指揮監督権を維持しつつ、「通牒体育行政」とも言い得るほど地方長官に対して個別的政策の周知・実施の徹底を図ったのである。神宮大会における地方大会や中央大会への選手選出方法、国民体力向上修練会、体力章検定、施設改良補助、体育委員の設置等がこれに相当する。その結果、体育運動主事がこうした上からの「国民体育」施策を抱え込む形となり、市町村レベルへの施策の浸透をめぐる過重負担に陥ったことは確かである³⁶⁾。

それでは、市町村さらには町会・常会レベルへの「国民体育」施策の浸透を体力局はどのように考えていたのか。厚生省体育官が東京朝日新聞紙上に連載した「町会体育振興」³⁷⁾によれば、文部省所管の学校体育に比較して「国民体育」はその振興のための組織体系が不十分であり、それゆえに「最下部構造」としての「町会体育」が「国民皆体育、皆鍛錬」のために不可欠であるという。具体的には「町会体操」、「町会体育の分化」（少年班、

青年班、婦人班、老年班）、「町会小公園」（空地を町会が借用し、勤労作業により整備）、「町会体育費」（5銭か10銭）の徴収等である。また、町会・隣組・常会に「体育委員」・「体育訓練係」・「体育訓練主任」を設け、いずれは町会の「体育委員」が道府県設置の市町村体育委員となる、としている。

1940年以降顕著となった「体育行政一元化論」（新省の設置や権限の厚生省もしくは文部省への移管等）の背景についても指摘しておきたい。もともと内務省、文部省との明治神宮大会所管をめぐる争いという過去の経緯があり、1928年には閣議で文部省への体育行政一元化が決定された。それが厚生省体力局の設置により再び問題化されたという側面と、「体育国策の遂行」を図る上での指揮命令系統の一本化が求められたという側面が指摘できる。

体力局設置に対する文部省の「巻き返し策」とも言うべきものに「体錬局」（1941年1月8日に「体育局」として実現）の設置運動が挙げられる³⁸⁾。これは体力局設置以来の文部省の懸案事項で、1939年には文部次官が「予算なしの体育部」（官房体育課を部に昇格させ、次官兼任の体育部長は無給扱い）設置の運動を行っていた。さらに、国民体力法の学生生徒の取扱いをめぐる所管について厚生省との論争が生じたが、両省協議会においては勅任の体力局長（厚生省）と奏任の体育課長（文部省）が協議するため、この点を文部省は懸念し、両省の「勢力均衡化問題」に発展したのである。また、1940年の神宮大会（第11回）では体力局が予定した全日本野球選手権大会（学生・社会人野球の統合大会）が、文部省の反対で実施不可能となった。こうしたことが厚生・文部両省以外の体育関係者の目には「内務・文部両省の対立ほど、露骨に外面に現れてはいないが、（略）その渾然一体の姿は見出し得ないのである。これが各種運動協議団体や地方体育課の中にまで持込まれたの弊害は決して少しとしない」というように映ったと言えよう³⁹⁾。

結

体力局は「体力」と「体育」の境界⁴⁰⁾を曖昧にしたまま、前者による後者の包摂を一層強化しながら「国民体育」をめぐる施策を打ち出していった。この点、体力局に対して、「〈国民体位向上〉」という題目の前には、結核予防も乳幼児保健も、体操も武道も、厚生運動も体力章検定も、何もかもが混沌として渦を巻き、当局者はただもう無我夢中にその渦の中に身を巻き込まれて、体育やスポーツの本質を見極めるなどは到底思いもよらぬ有様になってしまった⁴¹⁾という指摘は、当時における体力局による施策の特質を冷静に把握していると言える。

「国民体力の増強」もしくは「国民体位の向上」を「国力の根基」とみなし、「聖戦」及び「高度国防国家建設」のための「人的資源の確立」を叫ぶ軍部主導の政府にとって、「皇国民鍛錬の手段たる国民体育」はまさに格好の標的となった。体力局による上からの「国民体育」はこうした時流に沿う形で進められ、「体力国策」や「体育国策」として侵略戦争の遂行・拡大に向けた「心身鍛錬」や「修練」の国家的手段となったのである。たとえ、軍部の要請とは異なる体育の国民的普及を目指した体力局員の施策立案があったとしても、それが戦争への国民動員に対する一助となったことは間違いない。

本稿では日本ファシズム下の軍部を中心とした国家機構内部における国民統合政策と、「修練」・「錬成」といった言葉に代表される国民教化の枠組を前提として、厚生省体力局の「国民体育」行政について、その施策を中心に明らかにした。

1では体力局の設置経過及び所管事項を踏まえた上で、体力局予算の変遷を追い、同時に体力局の「国民体育」をめぐる施策項目を提示した。

2では体力局所管ではあるものの、挙国的な動きの中で進められた体育統合及び体力管理として、明治神宮大会、国民体力法による準備調査と「体力向上修練会」、武道振興委員会を取り上げた。

神宮大会については、その施策過程をめぐる年表を作成した上で、1939年の第10回大会について、明治神宮体育会からの主管移行、体育運動審議会・

大会委員会、中央大会への参加選出問題、大会開催をめぐる体力局への批判といった4つの特質を指摘した。第11回大会ではさらに皇室崇拜や戦時色の度合いが強まり、これに沿った大会運営がなされた。第12回大会については参加者の出場資格を体力章検定合格者に限定することが企図された。

次に国民体力法について、その準備調査段階における運動機能測定に注目した。また、「修練会」対象者の選択をめぐる体力局の統制を図式化した。武道振興委員会についてもその委員会構成から挙国的な体育統合とみなした。

3では神宮大会や国民体力法と比較して、体力局が主導性を発揮した「国民体育」行政として体力章検定その他を取り上げた。体力章検定については、その施策過程を年表の形で提示し、さらに検定をめぐる文部省体育課との協力、検定結果における秘密主義を指摘した。また、その他の「国民体育」行政施策の経緯も年表にまとめ、体育運動施設、体育委員の設置、大日本国民体操の制定、国民心身鍛錬運動等について言及した。

4では第1に、体力局による個別的な「国民体育」行政施策の包括的な受け皿としての体育運動主事会議、学務部長会議、地方長官会議を指摘し、道府県レベルへの体力局施策の周知・徹底の特質を明らかにした。第2に、個別的施策の周知・連絡手段としての地方長官宛の「通牒」及びそれに絡む形での体育運動主事の過重負担を指摘した。第3に、「最下部構造」にまで「国民体育」行政を浸透させるため、厚生省体育官が意図した「町会体育振興」の具体策を提示した。第4に、「体育行政一元化論」の背景を文部省体育課による体錬局設置の動きと絡める中で把握した。

本稿では体力局の行政施策を中心に論を進めた。実際の「国民体育」行政が道府県、市町村、町会レベルでどのような影響を及ぼしたのか、また、厚生省他部局(衛生局や労働局)、体協、各種運動団体、厚生運動、文部省による学校体育行政との関連、新聞社主催の体育運動、「国民体育」施策の戦後への連続性等、今後の研究課題としておきたい。

注

- 1) 辻清明『日本官僚制の研究』（東京大学出版会，1984年）210頁。この中で辻氏は日本ファシズムの特質として、天皇に対する「倫理的忠誠」と「政治的統一」との矛盾を指摘した上で、「政治的多元性」（政治的諸勢力が議会に一元化されずに相対立すること）と「行政的分立性」（軍部を含めた行政組織のセクショナリズム）が明治以来の日本官僚制の特色であると論じている。
- 2) 丸山真男『現代政治の思想と行動』（未来社，1988年）75頁。
なお、当時の軍部について、加藤橋夫氏（1939年7月、厚生省体育官として体力局勤務）は筆者の書簡による質問に対し、「（国策としての体育が）如何なる問題や指導に突き当らうとも常に軍部の統制が働いていた」（カッコ内筆者）ことを書簡により指摘して下さった。また、妹尾堅吉氏（1941年6月、厚生省体育官補として体力局勤務）からも書簡により本稿作成上有益なお言葉をいただいた。両氏に対し記して感謝の意を表しておきたい。
- 3) 同58頁。また、丸山氏は日本ファシズムにおけるイデオロギーの特質について、1. 家族主義的傾向、2. 農本主義的、3. 大東亜主義の3つを挙げているが、これはそのまま本稿における「国民体育」の領域にも当てはまる。
- 4) 栗本義彦『体力向上と体育運動』（保健衛生協会，1941年）138頁。当時の厚生省体育官であった栗本氏はこの中で「国民体育」を「陛下の赤子たることに目覚めて、陛下の股肱となるために行するところの体育」（111頁）と定義している。
- 5) この点、『昭和スポーツ史論』（入江克己，不昧堂，1991年）では神宮大会に関する貴重な資料提示がなされている。
- 6) 栗本義彦「厚生省に於ける国民体力向上施設の概要」（『体育と競技』第80巻第3号，35頁）。
- 7) 東京朝日新聞（1938年12月3日付）はこのあたりの事情を「戦時下の体育の重要性はようやく認識され、神宮競技開催予算を始め相当数の活目すべき新規計画予算が通過して」おり、「体力局もようやく活気ある経綸を実施し得る事となったわけである」と記している。
- 8) 1939年度の体力局予算の内訳については「厚生省所管昭和14年度一般会計予算案要領」（『内務・厚生時報』第4巻第3号，18頁-19頁）。
- 9) 東京朝日新聞（1939年5月24日付）。
- 10) 東京朝日新聞（1938年9月9日付）、「運動界」（『体育と競技』第16巻第6号，99頁）、「人事異動」（『内務・厚生時報』第3巻第6号，110頁）によれば、体力章検定の発案者である栗本義彦氏は明治神宮体育会委員であり、1937年5月11日には文部省体育官との兼任を任命された。その後、1938年4月11日に厚生省体育官に任命されている。
- 11) 厚生省体力局「第10回明治神宮国民体育大会第2回協議会」（『内務・厚生時報』，第4巻第8号，38頁）。
- 12) 中央大会への参加者選出に関する問題については、東京朝日新聞（1939年7月7日付）。
- 13) 「過度の式典重視」（東京朝日新聞，1939年3月14日付）、「大会はわかり榮えせず」（同4月18日付）、「新規種目は机上の思いつきに過ぎない」（同11月17日付）、「参加人数が多過ぎ施設不足が目立った」（同）、「企画と選手との間に何ら連携なし」（同）、といった声が上がった。
- 14) 杉森一「第10回明治神宮大会を顧る」（東京朝日新聞，1939年11月17日付）。また、社説「神宮大会の終るに際し」（同11月4日付）においても神宮大会運営に関して「今日の杓子定期的な役所風を一掃せよ」という表現がある。
- 15) 『本邦に於ける体育運動団体に関する調査』（文部省大臣官房体育課，1939年）によれば当時の運動団体は、1. 「全国的総合体育運動団体」（明治神宮体育大会，大日本体育協会），2. 「全国的種目別体育運動団体及び武道団体」，3. 「全国的種目別学生体育運動団体」，4. 「府県を単位とする体育運動団体」（中等学校，青年団，小学校，一般体育団体を統轄），5. 「郡市を単位とする体育運動団体」，6. 「殖民地に於ける主なる体育運動団体」とに種別されていた。
- 16) 佐々木体力局長談「第10回明治神宮大会を顧る」（東京朝日新聞，1939年11月5日付）。
- 17) 東京朝日新聞は「新方針の神宮大会を顧る」（1941年3月28日～3月31日付）、「神宮大会出場資格識者はかく見る」（1941年4月2日）と題して、各種競技協会の理事等を中心とした談話を掲載している。また、社説「神宮競技と体力章検定」（1941年4月1日）では、体力章検定合格者に限定する参加資格に対して「社会人の中の体育熱を冷却させる」として反対している。
- 18) 東京朝日新聞（1938年7月4日付）及び厚生省体力局「国民体力管理制度に就て」（『内務・厚生時報』第3巻第7号，15頁-18頁）。なお、東京朝日新聞（1939年3月20日付）及び「国民体力管理制度準備調査実施方の件通牒」（『内務・厚生時報』第4巻第4号，146頁）によれば、全国2カ町村程度（千葉県は全市町村），男女73万人を対象に準備調査を行ったが、運動機能測定については不明。
- 19) 東京朝日新聞（1938年8月2日付）。
- 20) 東京朝日新聞（1941年5月24日付）によれば、「修練会」は「筋骨薄弱」と判断された青年のうち約6,000人に対して、1940年度から実施された。1941年度は予算48,000円を計上し、約4万人を対象に各府県7月から12月までの間に、各々15カ所程度で実施する予定となっていた。
- 21) 「昭和16年度国民体力向上修練会実施に関する件」（『内務・厚生時報』第6巻第6号，87頁）。
- 22) 同76頁。

- 23) 「昭和16年度国民体力法施行に関する予算配付(第2回)に関する件」(『内務・厚生時報』第6巻第8号, 87頁).
- 24) 東京朝日新聞 (1938年2月17日付).
- 25) 渡辺一郎編『資料 武道振興委員会設置並びに審議経過』(筑波大学体育科学系武道論演習資料1, 1981年)はしがき及び3頁-6頁. 武道振興委員会の構成は30名からなり, 陸軍・海軍・内務・文部・厚生各省の官僚, 海軍中將, 陸軍中將, 東京府知事, 大日本武徳会会長, 両院議員, 大日本青年団理事等であった.
- 26) 同10頁.
- 27) 厚生省体力局「武道振興委員会」(『内務・厚生時報』第5巻第8号, 10頁).
- 28) 東京朝日新聞 (1941年5月11日付).
- 29) 栗本, 前掲書, 377頁.
- 30) 同386頁-399頁.
- 31) 『内務・厚生時報』(第4巻第9号) 68頁-71頁.
- 32) 栗本, 前掲書, 435頁-436頁.
- 33) 栗本義彦「体力章検定に就て」(東京朝日新聞, 1939年2月23日付).
- 34) 東京朝日新聞 (1940年9月6日付)によれば, 上位6府県の体育委員設置市区町村数は, 1. 兵庫県82, 2. 広島県67, 3. 福岡県66, 4. 北海道65, 5. 岡山県64, 6. 大阪府42, ととなり, 1市町村の平均体育委員数は約5名である.
- 35) 東京朝日新聞 (1938年10月5日付).
- 36) 「新体制と体育行政機構」(『体育と競技』第19巻第11号)の中で, 北澤清氏はこの点について, 当時, 東京府, 大阪府, 神奈川県, 兵庫県, 長崎県を除き「概ねたった1人の体育運動主事によって1県の体育行政を当たらしめているというより駆使されているという状態」(8頁)で, 「宮城県体育運動主事の佐藤義江君が倒れ, 長崎県の小山長助君が倒れ, 奈良県の内田安喜君や栃木県金子藤四郎君が病んでいることを世の体育関係者は何とみるか」(同頁)と述べ, 道府県学務部への体育課設置を要請している.
- 37) 栗本義彦「町会体育振興」(東京朝日新聞, 1941年2月20日付-2月23日付).
- 38) 東京朝日新聞 (1941年9月6日付).
- 39) 東京朝日新聞 (1941年2月28日付)によれば, 厚生・文部両省では「体育行政一元化論」に対応する形で, 両省の体育官及び技師を兼任とすることとした.
- 40) この点に関連して, 当時の状況を知る川本信正氏は, 筆者の書簡による質問に対して, 「文部省の〈体育行政〉に対し, 厚生省は〈体力行政〉を主管したという大前提があった」ことを書簡により返答して下さった. 川本氏は, 当時, 体力局が打ち出した「国民体育」をめぐる諸政策を肌で感じられる立場にあり, その意味で貴重な指摘をして下さったことになる. 記して感謝の意を表しておきたい.
- 41) 川本信正「混沌と秩序 今年のスポーツ界回顧」(『体育と競技』第18巻第12号) 75頁.